

国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する修正案

国家公務員法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条のうち検察庁法第九条第一項の改正規定中「をもつて」を「（年齢が六十三年に達した者を除く。）

をもつて」に改め、同条第二項の改正規定及び同条第一項の次に六項を加える改正規定中「改め、同条第一項の次に次の六項を加える」を「改める」に改め、第二項から第七項までを削る。

第四条のうち検察庁法第十条第一項の改正規定中「をもつて」を「（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて」に改め、同条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「改め、同条第一項の次に次の二項を加える」を「改める」に改め、第二項を削る。

第四条中検察庁法第十一条の改正規定を削る。

第四条のうち検察庁法第二十条の次に一条を加える改正規定のうち第二十条の二中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第二百二十号）」を加える。

第四条のうち検察庁法第二十二条に七項を加える改正規定のうち第四項中「法務大臣は、」を削り、「が年齢」を「は、年齢が」に、「翌日に」を「翌日に、」に、「任命する」を「任命される」に改め、第八項

を次のように改める。

検察官については、国家公務員法第八十一条の七の規定は、適用しない。

第四条のうち検察庁法第二十二条に七項を加える改正規定中「七項」を「二項」に改め、第一項、第三項及び第五項から第七項までを削る。

第四条のうち検察庁法附則に二条を加える改正規定のうち附則第四条中「国家公務員法第八十一条の六第一項の規定」を「定年」に改める。

第五条のうち検察官の俸給等に関する法律附則に二条を加える改正規定のうち附則第五条第二項中「第二十二条第四項又は第七項」を「第二十二条第二項」に改める。

附則第三条第五項中「職員」の下に「検察官を除く。」を加え、同条第七項を次のように改める。

7 施行日の前日までに新検察庁法附則第三条の規定により読み替えて適用する新検察庁法第二十二条第一項に規定する定年に達している検察官は、施行日に退官する。

附則第三条第八項を削り、同条中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

・ 施行日の前日までに年齢が六十三年に達している検事正又は上席検察官の職を占める職員（第七項に規定する検察官を除く。）は、施行日に他の職に補せられるものとする。

附則第三条第十三項を次のように改める。

⑩ 施行日の前日までに年齢が六十三年に達している次長検事又は検事長の官及び職を占める職員（第七項に規定する検察官を除く。）は、施行日に検事に任命されるものとする。

附則第三条第十四項を削り、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とする。

附則第八条第八項中「附則第三条第十一項」を「附則第三条第十項」に改める。